

○笛吹市金入り設計書の情報提供に関する要綱

令和3年6月18日

告示第129号

改正 令和4年3月31日告示第126号

(趣旨)

第1条 この要綱は、笛吹市情報公開条例(平成16年笛吹市条例第10号。以下「条例」という。)第26条の規定に基づき、建設工事(メンテナンス業務を含む。)及び建設工事に係る調査、測量、設計等の業務委託(以下「建設工事等」という。)に係る単価及び金額の記載された設計書(以下「金入り設計書」という。)を情報提供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(情報提供の対象)

第2条 情報提供の対象とする金入り設計書は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 予定価格が130万円を超える建設工事又は予定価格が50万円を超える業務委託(建設工事に係る調査、測量、設計等の業務委託に限る。)であること。
- (2) 当該金入り設計書に係る建設工事等における契約の締結が完了していること。
- (3) 情報提供を申請する日の属する年度又はその前年度に契約が締結された建設工事等であること。
- (4) 条例第5条に規定する非開示情報(次項において「非開示情報」という。)が記録されていないこと。

2 前項第4号の規定にかかわらず、金入り設計書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該情報提供の申請の趣旨が損なわれることがないと認められるときは、当該部分を除いた部分を情報提供の対象とするものとする。

(情報提供の方法)

第3条 情報提供は、パスワードを付した金入り設計書を市のホームページへ掲載する方法により行うものとする。

(情報提供の申請)

第4条 情報提供を申請する者は、金入り設計書情報提供申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を条例第2条第1項に規定する実施機関(次条において同じ。)に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、原則として建設工事等1件につき1枚の申請書によ

り行うものとする。

- 3 申請書の提出は、当該金入り設計書を保有する課(課相当の組織を含む。)の窓口を持参、郵送、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による発送又はファクシミリにより行うものとする。

(情報提供の決定等)

第5条 実施機関は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、申請書を受理した日から14日以内に金入り設計書をホームページへ掲載するとともに、金入り設計書情報提供決定通知書(様式第2号)により、当該金入り設計書に係るパスワードを交付するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、金入り設計書の情報提供に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行し、令和3年4月1日以後に契約が締結された建設工事等に係る金入り設計書について適用する。

附 則(令和4年3月31日告示第126号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

(実施機関)

様

〒

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名)

電話番号

金入り設計書情報提供申請書

笛吹市金入り設計書の情報提供に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、
次のとおり金入り設計書の情報提供を申請します。

1 契約年度 年度

2 工事又は業務委託名

備考 この申請書は、工事又は業務委託ごとに作成し、金入り設計書を保有する課へ提出してください。

なお、情報提供の対象外となる場合は、個別に連絡いたします。

以下は記入しないでください。

提供： 可 ・ 否 非開示情報： 有 ・ 無 部分開示： 可 ・ 否

様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

実施機関

金入り設計書情報提供決定通知書

年 月 日付けで申請のあった情報提供の申請について、笛吹市
金入り設計書の情報提供に関する要綱第5条の規定により、次のとおりパスワ
ードの交付を決定したので通知します。

なお、パスワードは、漏洩又は譲渡することがないように管理してください。

1 工事又は業務委託名

2 パスワード

3 担当課等名
電話番号

担当名
内線

4 備考